

# TECUM 論文投稿規程、査読規定— 論文としての論理と倫理

2018年2月13日理事会決裁

2018年2月17日 WEB 公開

2018年5月17日 著作権規程追加

2018年9月27日 投稿論文形式要件の緩和

## 1 投稿規程

TECUM の定期研究会『数理教育セミナー』、定期研究機関誌『ロゴスとプラクティス』への投稿は、以下に定める規程を守るものとする。

数学教育の論文は、当然のこととして、その独創性や論拠を明確にしなければならないが、説得力がある以上に重要なことは、主張が主張として有益 = 刺激的で面白いことである。

そのために、著者(論文提出者)は、

- 【1】 (最重要な基本) 論文の基調となる主題(著者の論述の目的、目標)がどこにあるかを明確にしなければならない。

数学教育の論文の柱となり得る主題は

- 数学教育の近未来の充実に向けての学習項目の内容や教育方法についての改善案(あるいは採用案/廃止案)
- 数学教育の近未来の充実に向けての授業や教室の運営についての改革案
- 数学教育の過去と現状についての報告、分析、糾弾あるいは賛美(郷愁は断固除く!)
- 数学教育の未来の改善についての抜本的に新しい視点や具体的方法の提案
- 数学教育のあるトピックあるいは研究テーマについての報告、注意喚起、提案
- 数学教育についての新しい手法やその哲学についての分析、評価、提案
- 数学教育の行政、国内外の新潮流についての紹介、分析、評価、
- (幼稚園/保育園、)小学校、中学校、高校、大学それぞれにおける数学教育の諸問題の分析、解消に向かった提案
- 小学校、中学校、高校、大学間の数学教育の連係の、現実的な/可能的な諸問題
- その他(以上の範疇に属さないが数学教育を考える上で重要な論点)

等である。

それがはっきりするように

- 【2】 (形式上の最大の注意点) 論文冒頭に、要約 abstract を載せる。— 200 字から 500 字程度(L<sup>A</sup>T<sub>E</sub>X では以下のように quotation 環境で。)

その際、上に列挙したの柱を意識して書く。論文の独創性、優位性がどこにあるかも、できる限り明瞭に分かるように書いていただくと、一般読者にも査読者にも、したがって著者にも利益となる。

- 【3】 (内容的な留意点) 論文、あるいはそれに準ずるものとして投稿されるものは、未発表の原稿であることが必須である。また、部分的であると否とに関わらず、他者の論文・著作の、剽窃、盗用はいうまでもなく、単なる翻訳も原則として論文としては見なされない。また論文には典拠を示さない引用が論述の中心的根拠として含まれてはならない。数学教育に関する啓蒙的論考、あるいは各種の紹介記事、書評など、論文扱いでない文書に関してはこの限りでないが、そのような文書も、独創的な視点が明確にあるときは、著者と機関誌委員会の合意の下で簡易査読を経て論文に準ずる論考として扱うことができる。いずれの場合も、学問的な批判を除き、第三者の基本的な人権を不合理に侵す可能性のある記述を含んではならない。
- 【4】 (形式的な留意点) 共著による論文の作成を認めるが、著者の過半数は一般会員出なければならぬ。また論文の最終提出形式は原則として以下の見本にしたがってください。

- L<sup>A</sup>T<sub>E</sub>X については [L<sup>A</sup>T<sub>E</sub>X 用の基本形式](#)
- MS WORD 文書については [MS WORD 用基本形式](#)

近日中により詳細な情報に更新します。

- 【5】 (投稿論文扱いの違い) 本格的な査読、改良作業の往復・反復には、時間 (一般には半年以上) がかかるので、

短期間での簡易査読 または 長期間に渡る本格的な査読

のいずれを希望するか、機関誌委員会への論文提出の際に自分の希望を書く。これによって研究機関誌に、論考 (簡易査読) / 論文 (入念査読) のような区別を設ける。いうまでもなく、これは論文自身の数学教育における価値を分断するものではない。

## 2 査読規程

TECUM の定期研究会、研究機関誌への投稿論文に対し、機関誌委員会は、以下の趣旨を守るように査読を通して論文の品質の向上に努めるものとする。

- 【1】 (機関誌委員会の義務と編集委員会の組織、査読者の選定) 機関誌委員会は、論文の掲載の採否が以下の論理に則って公正に判断されるように、査読に責任をもつ機関誌編集委員会を組織する。機関誌編集委員会は、個々の論文に対して、最大限の注意と倫理感をもって、原則として編集委員会外の査読者を含め複数の査読者を任命し、査読者がまったく見当たらない場合はその理由を明示して投稿論文を速やかに投稿者に返却するものとする。査読の担当者は、機関誌委員会の承認をもって TECUM 会員以外のメンバーにも開放される。
- 【2】 (査読者の義務) 査読者は、自分の意見 (改善意見、不採用意見) を、できるだけ、投稿者に分かりやすくするために、原論文に基づいて具体的に書面で指摘し、編集委員会に提出するものとする。投稿者は、査読者の意見に合意できないときは、その趣旨を書面でもって編集委員会へ、さらには機関誌委員会へ申し出ることができる。
- 【3】 (編集委員会、査読者の義務) 編集委員会は、査読者の氏名は、査読完了までは投稿者に秘匿する。他方、論文公開時には、投稿論文の後に、査読者の審査結果 / 編集委員会の見解をつける。研究機関誌の性質から、この見解は、それ自身がその後の批判の対象となることに機関誌委員会は深く留意する。

- 【4】 (編集委員会の例外的権限) 以上の規程にも関わらず、機関誌委員会は、定期研究会のための講演の論考に関しては、件 k 風解開催のための $\times$ 切を考えて現実的に考慮する権限を留保する。

### 3 著作権規程

TECUM に提出された論考は、TECUM 機関誌委員会の判断による再利用 (別形式での出版) に関して、著作者は、原則として無条件に同意するものとする。

- 【1】 したがって TECUM へのすべての投稿に対して

- 著作権の存在する他の著作物からの無断の引用
- TECUM 会員でない著者 (たち) との共著

は、原則として禁ずる。

- 【2】 TECUM で発表された論考は、

- TECUM での再利用に関して発生する諸経費、発生し得る利益は、原則として TECUM に帰属 (寄付) することとする。ただし、利益が金額が大きい場合、特に、単著の場合については、理事会での審議、さらに重大な場合は総会での合意をもって適切な対処方法を考慮する。
- TECUM で発表されたすべての論考の、個人的かつ非営利的な再利用に関しては、著者の了承と再利用の範囲についての書面による誓約の元に許諾される。ただし、最初の出版が、TECUM であったことを示す、「TECUM ©」や TECUM のロゴなどの表示が強く勧められる。

